

# 【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 2 回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和 5 (2023) 年 2 月 10 日 (金)			
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール			
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 50 分	
議事及び 議決結果	番号	件名	結果	備考
	議案第 6 号	農地法第 3 条の許可申請について	許可	7 件
	議案第 7 号	農地法第 4 条の許可申請について	許可相当	1 件
	議案第 8 号	農地法第 5 条の許可申請について	許可相当	2 件
	議案第 9 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について	決定	71 件
	議案第 10 号	農用地利用集積計画及び配分計画について	決定	27 件
	議案第 11 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について	決定	2 件
	協議第 2 号	農地の権利取得時及び利用権設定時に求めている下限面積要件について	継続協議	-
	報告第 4 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	済	1 件
	報告第 5 号	農地所有適格法人の報告について	済	1 件
	報告第 6 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について	済	27 件
	報告第 7 号	農地転用完了等の報告について	済	-
出席委員	農業委員	18 人	農地利用 最適化推進委員	6 人
欠席委員	農業委員		1 人	
署名委員	6 番	新開 剛	7 番	岡松 美由紀
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明

農業委員出席状況 (18名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (6名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	○
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	○

議案第6号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(18番農業委員：伏原委員) [REDACTED]</p> <p>1月31日に [REDACTED] 本人と話して内容をお聞きしております。この [REDACTED] の件については、ずっと [REDACTED] が利用権設定して作られておる田んぼでございました。そして今回、相続の関係で [REDACTED] に変わり、申し訳ないけど買ってもらえんでしょうかと相手から言われたので、ずっともう利用権設定して作っておるし、荒らすわけにはいかないだろうということで申請されております。耕作面積もこれだけ作られておりますし、農機具関係も家にはたくさんありますので、売買については何も問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第6号第2項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(22番推進委員：稲富委員)</p> <p>譲受人から贈与にて当該地を取得すると連絡がありました。譲受人は専業農家であり、耕作に必要な農機具等も所有されております。農地管理についても十分であり、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第6号第3項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
-----------------	------------	--	--

譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(17番推進委員：大久保委員)</p> <p>1月19日に申請者から連絡を頂きましたが、まだ書類関係が手元がありませんでしたので、改めまして2月3日に確認の連絡をさせて頂きました。2月4日に地元農業委員さんと現地確認を致しまして、翌2月5日に申請者とご一緒に現地確認を行っております。なお、贈与ということでお伺いしております。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第6号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	██████████ ████████████████████		
譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(10番農業委員：吉原委員) ██████████</p> <p>1月28日土曜日に申請当事者の██████████から現地で説明を受けております。██████████の近所の譲渡人の██████████より依頼があり、今回の申請に至ったと聞いております。当日は現地を確認しました。その後、譲受人の██████████のご自宅に行き、農業用倉庫、農業機械等についても保有されていることを確認しております。██████████については██████████としてドローンを使っている██████████など熱心な活動を日頃よりやっておられています。事務局の説明どおり、今回の申請については問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第6号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	██████████ ████████████████████		
譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████



備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(30番推進委員：高松委員) 昨日、申請地の現地確認をしました。申請どおり、何の問題もありませんでしたので以上報告いたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第7号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (農業用施設)
転用目的 施設の概要	農業用倉庫及び作業場 農業用倉庫 1棟 [REDACTED]m <sup>2</sup> 、作業場 [REDACTED]m <sup>2</sup>		
備考	令和4年11月2日付け飯塚市告示第351号にて農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地へ変更済み。		
造成	最大80cm程度の盛土工。表面は砂利敷き。		
進入口	南東側農道から幅3.9mの進入路を新設。		
土留め	申請地北西側は既存擁壁へ投げかけ。進入路を除く南西側は、既存土羽面へ投げかけ。北東側及び南東側は間知ブロックを新設。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地南東側に雨水桝、埋設管を設置し既存水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和5年3月15日から令和5年6月30日まで。		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第4条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(11番農業委員：藤田委員) ※地区担当推進委員が欠席のため 1月20日に土地家屋調査士の松生氏より説明を受けました。そして1月21日に山本推進委員と私の2人で現地の確認をしております。申請人は地元では農地の集積拡大に取り組まれており、そのため作業場や倉庫が狭くなって、それを拡張するものであるということで、事務局の説明どおり施工されれば何ら問題なし。		
現地調査報告	1月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		

審議結果	許可相当
------	------

議案第8号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 120.34 m <sup>2</sup> 建ぺい率 26.58%		
備考	贈与 隣接宅地 [REDACTED] m <sup>2</sup> を含め、計画面積は [REDACTED] m <sup>2</sup> となる。		
造成	最大70cm程度の盛土工。		
進入口	北東側市道からの進入。		
土留め	北西側、南西側、南東側において、コンクリートブロックによる土留。		
被害防除	北西側、南西側、南東側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水樹を敷設し、北西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年3月1日から令和5年8月31日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 1月17日に建築士と現地で説明を受けました。周りは住宅だけです。農区の同意ももらっております。		
現地調査報告	1月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第8号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)

譲渡人			
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 隣接用悪水路 ■■■㎡を含め、計画面積は ■■■㎡となる。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	北側において、市道に擦り付け。 東側において、土留ブロックを設置。 南側において、土留擁壁及びL型擁壁を設置。 西側において、隣接地へ投げ掛け。		
被害防除	特段の施工なし。(周囲に農地不存在のため)		
雨水排水	申請地内に雨水樹を敷設し、北側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	北側の既設公共下水管に接続放流。		
工事計画期間	令和5年4月10日から令和5年6月10日まで		
水利同意	■■■農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	隣接用悪水路 (■■■の一部) については、申請者より所管課である市土木管理課に対して市有財産払下げ申請済。		
地区推進委員報告	(1番推進委員：宮本委員) 1月21日に土地家屋調査士の山下氏より説明を受けました。本場所の周りは住宅と国道で囲まれており、圃場は一切関係ありません。事務局の説明どおり施工されれば何ら問題なし。		
現地調査報告	1月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし。		
審議結果	許可相当		

議案第9号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	239,377.00㎡		
	畑	0.00㎡		
	樹園地	0.00㎡		
	採草放牧地	0.00㎡		
	計	239,377.00㎡		
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	113,614.00㎡	31件
		(6年以下)	73,898.00㎡	24件
		(10年以下)	40,220.00㎡	12件

	計	227,732.00 m <sup>2</sup>	67 件
野菜	(3 年以下)	7,367.00 m <sup>2</sup>	2 件
	(6 年以下)	1,697.00 m <sup>2</sup>	1 件
	(10 年以下)	2,581.00 m <sup>2</sup>	1 件
	計	11,645.00 m <sup>2</sup>	4 件
計	(3 年以下)	120,981.00 m <sup>2</sup>	33 件
	(6 年以下)	75,595.00 m <sup>2</sup>	25 件
	(10 年以下)	42,801.00 m <sup>2</sup>	13 件
	計	239,377.00 m <sup>2</sup>	71 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 10 号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田	112,470.00 m <sup>2</sup>		
	畑	0.00 m <sup>2</sup>		
	樹園地	0.00 m <sup>2</sup>		
	採草放牧地	0.00 m <sup>2</sup>		
	計	112,470.00 m <sup>2</sup>		
作物別設定面積	水稻	(6 年以下)	686.00 m <sup>2</sup>	1 件
		(10 年以下)	111,784.00 m <sup>2</sup>	26 件
		計	112,470.00 m <sup>2</sup>	27 件
	計	(6 年以下)	686.00 m <sup>2</sup>	1 件
		(10 年以下)	111,784.00 m <sup>2</sup>	26 件
		計	112,470.00 m <sup>2</sup>	27 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 11 号第 1 項 農用地利用集積計画 (所有権移転) について

譲受人	■■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地	■■■■■		

地目、面積	
所有権の移転時期	令和5年2月24日
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第11号第2項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人		譲受人 耕作面積	
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積			
所有権の移転時期	令和5年2月24日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第2号 農地の権利取得時及び利用権取得時に求めている下限面積要件について

提案理由	農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農地関連法が改正されたため。	
	現状の飯塚市農業委員会の下限面積の取扱い	
農地法第3条による権利取得時の下限面積	農業経営基盤強化促進法による 利用権取得時の下限面積	
50a	50a	
<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法第3条第2項第5項で規定されている下限面積。</li> <li>地域によって効率的な農地の利用に必要な面積が異なるため、農業委員会が別段の面積を定めた場合はその面積に従うこととなっているが、飯塚市農業委員会では別段の面積は定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化促進法には特段の取り決めはないが、農地法第3条第2項第5項に規定されている下限面積を適用。</li> </ul>	
協議事項	令和5年4月1日からの「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」の施行と合わせて、農地法の一部が改正され、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで農業委員会が農地の権利取得時に求めている下限面積要件が撤廃されることにな	

	<p>るため、飯塚市農業委員会においても下限面積要件を求めないものとした したい。</p> <p>また、市町村独自で別段の下限面積を設定することについても、農林水 産省は「法改正の趣旨や経緯からみて適当ではない」との見解を示してい るため、別段の下限面積の設定についてもしないものとしたしたい。</p> <p>利用権取得時においても上記同様の取扱いとしてよいか。</p> <p>※農地の権利取得に必要なそのほかの要件（全部効率利用、農作業常時従 事、地域調和等）は、引き続き継続となりますのでご注意願いたい。</p>
<p>補足説明</p>	<p>なし</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>(議長)</p> <p>ご意見ございませんか。はい、小山委員。</p> <p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>この関係でございますが、3条で権利の移動の時は1件1件、案件ごと に推進委員さんや農業委員さんが色々事情を聞いてしてあります。ただ今 度の利用権の場合、件数は非常に多いですよ。で、一括審議という方法 を取っております。それは何かと言うと、私が思うには事務局さんがしっ かりやってですね、5反以上の農家がみんなそういう形で事前に審査して 頂いていると思っていますので、割とみんなそれに信頼をしているんじや ないかと思いますが、今度の場合、色々、下限面積が無くなると推進委員 さん、農業委員さんにかかなりの負担がかかってくると思います。それで別 紙の方で書いてありました。様式、営農計画書、収支計画書等をつぶさに 取っていくということになりますと、こういうのは書類上ですので、言う ては悪いけど、どうにでもなるという風に私は思うわけです。取得後の営 農状況の報告義務化、こういうのも考えてみればそういう風なことになる んじゃないかと思うんですよ。我々の負担が多くなるのは法律でこうなっ ているから別に問題ないと思いますけど。今度から利用権の設定の案件、 こういった下限面積廃止に伴う案件については別議案として案件にして頂 くことができるかどうか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(議長)</p> <p>質疑について回答を求めます。事務局。</p> <p>(事務局)</p> <p>別議案と言いますと、各筆明細という感じではなく、1つ1つを審議し ていく形でということですか。</p> <p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>利用権についてだけは、5反以上については一括審議で構いません。ず っとですね。ただこの中に、今日も何十件もありますよね。その中に1個 ボンと入ったって、我々委員は気が付かないと思うんですよ。だから議案 を別に案起して、3条みたいに地区推進委員がきちんと報告する方法を取 って頂けないか。そうじゃないと判断ができないんじゃないかと思ったの で意見として出してみました。</p>

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

いま小山委員からこういう風にしてやってはどうかとご意見を頂きました。今回お配りさせて頂いております、別紙2ページの「下限面積要件の廃止に伴う対応について」を付けさせて頂いております。こちらは、福岡県農業会議の会議に出席した際に頂いた資料をコピーしたものでございます。実際、下限面積要件を廃止することによって、考えられるだけでもこれだけの対応が求められるのではないかとということで、いま農業会議もそうですが、市町村から意見を吸い上げて農業会議が農水省と調整中でございます。実際のところ、市の農業委員会にどこまでのことがやれるのかということも、今のところ何とも言えない状況で、小山委員がおっしゃることも実際、問題には上がってくるのではないかと思います。昨年11月に意見交換会というのをさせて頂いておりますけども、3月にも同じような意見交換会が開催される予定ですので、この際に小山委員から出たご意見については農業会議にお知らせ致しまして、どういう風に取り扱っていくべきものなのかということもお尋ねしたいと思っております。実際、小山委員が言われた問題だけでは無いと思いますので、今度の巡回意見交換会の時には、もう少し具体的な内容も出るかもしれません。それにつきましても農業委員の皆様にお知らせを行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(議長)

はい、田中局長。

(事務局局長)

係長から回答させて頂いた分に少し補足させて頂きたいと思っております。前回の農業委員会総会でも、私からもお話をさせて頂きましたけれども、一応これが4月1日施行予定ということになっておりまして、もう間違いなく施行されるだろうと思うのですが、いま話しておりました3条と利用権設定につきましては、ご存じの通り、3条は所有権が変わってしまう。それをどういう風に扱っていくかというところで考えていくところがございますけども。利用権設定につきましては、所有権は移りません。所有権は元々の方が持ってあって、その中で農地を有効的に活用してください、というような考え方になっております。今まで所有権が変わるとかそういうところで議案としてあがるのか、報告事項としてあがるのかと認識しておりましたので、その点につきましては、先ほど係長が話しました通り4月までには調査をさせて頂いて、対応をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解頂きたいと思っております。

(議長)

いま小山委員から出た提案と申しますか質疑について、3月にまた他の市町村と検討会があるということがございますので、まあそういうものもしっかりと図って頂きたいと思っております。そして後日回答ができるようにし

とってください。小山委員良いですかね。

(17番農業委員：小山委員)

はい。

(議長)

他にございませんか。はい、新開委員。

(6番農業委員：新開委員)

このあれを見ると、農地法と農業経営基盤とちよつと違うところがあって、農業基盤の方が4月1日から改定されるということで、農地法は変わりはないんですよ。

(事務局)

農地法も変わります。

(6番農業委員：新開委員)

ああ変わる。農地法の中の1つね。別紙の農水省の見解の分ですけど、これは訴訟になった場合負ける可能性が高い、というふうにありますけど、農地法のところでちよつとごちゃ混ぜになっていたところがあるんですけど、この件については、やはり最初に事務局が言いましたよね。結局これが廃止、撤廃、全部されてしまうと、第三者でも買えとかそういう具合になってくると思うので、例えば裁判になって負けるとかいうことがあっても、その前の段階で阻止していく。阻止というか、抑制していくことが必要なのではないかと思うんですよ。この50aというのが今までしてきた中において、50aがあることによって売り手買い手の内になっていたものが、国の判断次第で撤廃したら、じゃあサラリーマンが買ってしていいのかっていう、そういう問題も入ってくると思うので、今度また協議されるということが言われましたので、その辺もしっかり対応しながらいってもらいたいと思います。

(議長)

質疑について回答を求めます。事務局。

(事務局)

実際、法が改正になって撤廃されるところにつきまして、受け付けないとかは実質無理だと思っております。そこで、その無理の中でも何かできることはないか。まず、これは事務局で話したときに出た案ですけれども、3条で5畝とか1反とか小さい面積を購入しようとしている方がいらっしやったら「まずは購入ではなくて、利用権から設定しませんか。」とかです。そこら辺の誘導ができるのかどうかというところも模索していく必要があるのではないかと思っております。それが出来るのかどうか、今のところ定かではありません。ですので、今後、巡回意見交換会とかで意見をぶつけさせて頂いて、それで分かった情報を農業委員さんにまた審議して頂くような形を取らせて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長)

はい、新開委員。

(6番農業委員：新開委員)

結局それが4月から変わっていくということになると、いま飯塚市農業委員会に内規というものがあると思うんですね。まあ法律的にこういうところで来られたら無理だと思うけど。その前に推進委員さん農業委員さんがおる中においてですね、飯塚市農業委員会の内規の部分で「50a以上ある方についての一」と、そういう内規を少し検討したらどうかなという風に思うんですけど。

(議長)

田中局長。

(事務局局長)

今のご質問ですが、先ほど係長が説明させていただきました通り、「内規を設定する。又は別段の下限面積を設定するということは法律上適正ではない。」というような国からのお話があります。それと、まず協議第2号の提案理由の中ですけども、「農業従事者の減少が加速。それと耕作放棄地の解消。」色々、皆様、農地パトロール等、やって頂いておりますけども、遊休農地化している農地もたくさんあると。そういうところがこの法改正の主旨の1つでもあります。そこら辺のところ、いま5反という下限面積を減らしまして、3反でも2反でも。よくお聞きになるかと思えますけども、半農半X、兼業農家とかいうところも含んだところでの、そこを考えたところの法改正と私どもも捉えておりますので、そこに関しましては今まで通り、ある程度農業従事日数が何日間必要ですよとかそういう風な条件的なところは残りますので、一概にどどん何でもかんでも増えるというような所では考えておりません。今までの利用権設定につきましても、法では何もありませんが飯塚市農業委員会として取り決めということで5反ということをして頂いておりました。今の法改正でこれが撤廃されるということで、繰り返しになりますけども、「それぞれのところで別段の面積を設ける。下限面積を設ける。」というような所はこの法の主旨に反するという事で理解しております。

(議長)

はい、新開委員。

(6番農業委員：新開委員)

じゃあやっぱり、もう内規的なものの中で面積をやっぱりその、飯塚市農業委員会の中でも妥当ではないという判断になっていくんですかね。そうなる。

(議長)

はい、事務局局長。

(事務局局長)

別段の面積を定めるところが法の主旨に則って、そぐわないという様な指摘がありますので、別紙の中で農水省の見解で「条例や規則の制定をして下限面積を別段で独自で設定することについて」ということで、「法改正の主旨や経緯からみて適当ではない」とされておりますとこ

ろから、そこを別段の面積を設けるところは妥当ではないと感じております。

(議長)

いいですか。はい、藤田委員。

(11番農業委員：藤田委員)

これ50a未満も全部良いということになるとですね、協議事項で地域調和等というのがありますけども、例えば利用権設定にしても3条にしても、3畝とか4畝を誰かが購入したり利用権設定したときに、それぞれの地域でそれぞれの水利組合があると思いますけども、水取りとか水路の掃除とかその辺のことが、例えば、うちは3畝ぐらいやから溝掃除は出ないとかそういう問題が出てきたら非常にそれぞれ困ると思うんですよね。小刻みに田んぼ3畝とか1反とか買われたり、利用権設定した場合に。その辺の問題を農業委員会としてはしっかり、その地域ごとの調和というか付き合い、約束事は農業委員会として絶対守って下さいよということをしちんと指導していかないかと思っておりますけども、その辺の決め事はやっぱりする必要があるのではないかなと思うんですよね。以上です。

(議長)

事務局。

(事務局)

下限面積のところですとお伝えさせて頂いておりますけれども、法第3条第2項の各号にはですね、下限面積もさることながら、全部で7項目あります。そのうちの第7番目の7号に「地域との調和要件」というのがございます。こちらが「農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地が農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合はこの権利の取得を認めませんよ。」というのがございますので、こういう要件については今回の法改正には入っておりませんので残ります。いま藤田委員がおっしゃったところは当然加味するところでございます。

(議長)

他にございませんか。今までそれぞれの委員さんから出た内容をよく検討して頂いて、再度提案したいということでしょうか。

～異議なし～

(議長)

じゃあそういうことで決めたいと思います。

審議結果

継続協議

報告第4号第1項 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

申請人(受贈者)	住所	■■■■■
	氏名	■■■■■
引き続き農業を行っている期間	令和2年2月15日から令和5年1月19日	

参考事項	租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項
結果	済

報告第 5 号 1 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	■■■■■
主たる事務所の所在地	■■■■■
代表者の氏名	■■■■■
代表者の住所	■■■■■
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	■■■■■
事業の状況	農畜産物名：水稲、サカキ 関連事業等名：農作業受託、農産物の生産・加工・販売
構成員数	■■■■■
業務執行役員数	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 6 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■ ■■■■■		
貸主	■■■■■ ■■■■■		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 11 月 30 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 11 月 30 日
結果	済		

報告第 6 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■ ■■■■■		
貸主	■■■■■		

	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月5日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月5日
結果	済		

報告第6号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月5日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月5日
結果	済		

報告第6号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月5日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月5日
結果	済		

報告第6号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月6日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月6日
結果	済		

報告第6号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月10日
結果	済		

報告第6号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月10日
結果	済		

報告第6号第13項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月10日
結果	済		

報告第6号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月10日
結果	済		

報告第6号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月13日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月13日
結果	済		

報告第6号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月13日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月13日
結果	済		

報告第6号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月12日
備考	戦前からの権利不明小作	引渡年月日	令和5年1月12日
結果	済		

報告第6号第18項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月10日
結果	済		

報告第6号第19項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月16日
結果	済		

報告第6号第20項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月16日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月16日
結果	済		

報告第6号第21項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月17日
結果	済		

報告第6号第22項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月18日
結果	済		

報告第6号第23項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年1月18日
結果	済		

報告第6号第24項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年12月31日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和5年1月14日
結果	済		

報告第6号第25項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月23日
備考	3条使用設定(委員会)	引渡年月日	令和5年1月23日
結果	済		

報告第6号第26項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月23日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和5年1月23日
結果	済		

報告第6号第27項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年1月23日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和5年1月23日
結果	済		

報告第7号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済